

状態の低下が危惧され、また、法令改正<sup>1)</sup>による消毒薬や消毒方法の変更が周知されていないのではないかと  
いう危機感を持ち、平成17年度・18年度に管内の理・美容所の一斉監視を行った。この結果得られた施設の衛生状態の現状について報告する。

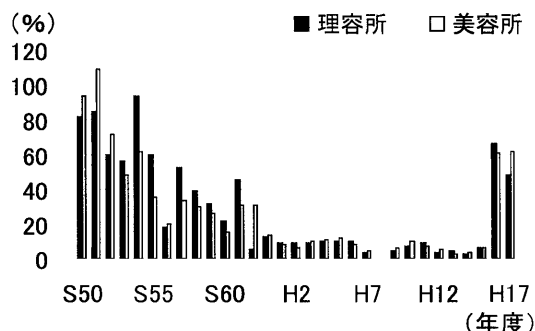


図1 理・美容所監視率

## II. 目的

理・美容所の衛生状態を把握し、器具の消毒方法を周知すると共に、効率的な監視方法を検討し、公衆衛生の向上に資する。

## III. 調査方法

1. 期 間 平成17年度から平成18年度
2. 施設数 理容所633件・美容所783件
3. 方 法 監視業務として2人一組で立入り時、法令及び消毒方法の資料を配付すると共に衛生管理及びその状況等を確認する。今回は、環境衛生監視指示票に表1、表2の監視判定基準で記録し、監視指導項目毎に集計した。集計は、調査を行った理・美容所数のそれぞれを分母として不適合率を算出した。

## IV. 結果

1. 構造設備について(表1参照)
  - 1) 「消毒設備」「格納設備」及び「汚物箱・毛髪箱」の設置に不備が多く見られた。
  - 2) 「消毒設備」の作業上必要な物が整備されていない施設が美容所で29.9%であった。
  - 3) 不適合率は、全般的に理容所より美容所の方が高い傾向にあった。

## 理・美容所監視業務で把握した施設の現状

柞木田むつみ<sup>1)</sup> 佐藤 孝<sup>2)</sup> 橋端 宏<sup>1)</sup>  
横山 美奈子<sup>1)</sup> 國分ゆづる<sup>3)</sup>

- 1) 三八地域県民局地域健康福祉部保健総室(八戸保健所)
- 2) 青森県立中央病院
- 3) 元三八地域県民局地域健康福祉部保健総室(八戸保健所)

Key Words : ①理・美容所 ②監視 ③衛生指導

## I. はじめに

八戸保健所では、理・美容所監視において、昭和50年度前後は監視率が高かったが、その後低下が続き、平成元年度からは、ほぼ開設検査立入程度を維持していた。(図1参照)

このことから、理・美容所監視業務の停滞による衛生

表1 監視時の構造設備判定基準(抜粋)と不適合率

監視指導項目	理・美容所監視判定基準		理容所不適合率(%)			美容所不適合率(%)		
	極めて不適合:×	不適合:△	×	△	合計	×	△	合計
消毒設備(消毒器・消毒薬・液量計)	作業上必要な物が整備されていない場合	消毒用エタノールを入れる容器のふたが不適切な場合	13.9	16.4	30.3	29.9	18.8	48.7
格納設備(未消毒・消毒済器具)	作業上必要な物が整備されていない場合	容器に消毒済、未消毒の表示をしていない場合	11.2	37.4	48.7	17.1	43.3	60.4
汚物箱・毛髪箱	どれか一つでもない場合	蓋付きでない場合	16.6	23.9	40.4	22.7	34.9	57.6

2. 管理について（表2参照）

- 1) 構造設備と連動し、「皮ふに接する器具」の、「一客ごとの消毒」と「未消毒・消毒済の区分格納」の不適合率は、理容所で62.1%と36.3%、美容所で83.3%と54.2%の高い数値を示した。
- 2) 「消毒薬」の「調整・取替え」の不適合率は、美容所で87.9%であった。
- 3) 「手指」の消毒の不適合率は、美容所で25.2%で、

爪を伸ばしている美容師がみられた。

- 4) 「作業衣」の不適合率は、理容所で50.9%、美容所で75.6%とどちらも高い数値を示した。
- 5) 「その他」の「各種届出の励行」では、組合が毎年、講習会を開催している理容所で11.9%、組合員数が少なく講習会開催も少ない美容所で20.4%と、両者に違いが認められた。

表2 監視時の管理判定基準（抜粋）と不適合率

監視指導項目		理・美容所監視判定基準		理容所不適合率 (%)			美容所不適合率 (%)		
		極めて不適合：×	不適合：△	×	△	合計	×	△	合計
皮ふに接する器具	一客ごとの消毒	洗浄・消毒していない場合	消毒薬の使用方法が不適切な場合	26.5	35.6	62.1	51.3	31.9	83.3
	未消毒・消毒済の区分格納	区分して保管していない場合	一部、区分が不明確である場合	20.9	15.5	36.3	38.1	16.1	54.2
消毒薬	調整・取替え	消毒薬を全く使用していない場合	消毒薬の使用方法が不適切な場合	37.9	31.0	68.9	61.6	26.4	87.9
手指	作業前消毒・爪	消毒していない場合	爪がのびている場合	4.9	7.9	12.8	9.7	15.5	25.2
作業衣	清潔・色・着用	着用していない場合	色が不適切な場合	5.5	45.3	50.9	15.7	59.9	75.6
その他	汚物処理（汚物・毛髪）	作業が終わっても毛髪が床面等に放置されている場合	汚物箱、毛髪箱を分けず混合している場合	17.5	22.1	39.7	22.2	26.8	49.0
	各種届出の励行	届出をしていない場合		38.2		38.2	49.1		49.1

V 考察

危惧されたとおり、衛生状態の低下が確認された。八戸保健所において他業務との関連等はあったにしても、結果として長期間の監視率の低下により、行政効果が低下し、高い不適合率が数値として現れた。

長年の監視率を考えると、理・美容所の不適合率の数値は、理・美容業界の自然遵守率に近いものと思われ、今後の行政指導効果を比較検討するうえで、対照として利用できるのではないかと考えられた。

現在、当所では、今回の不適合項目の数が多い施設を重要再指導施設として理容所98件、美容所240件を抜き出し、不適合項目改善の指導に当たっている。

今後の指導により、消毒方法はもとより、意識を継続するための遵法精神や衛生知識、営業上の地位に基づく社会的責任等の意識向上も合わせて、理・美容業界の改善に期待したい。

VI. 文献

- 1) 理容師法施行規則第三次改正、美容師法施行規則第三次改正（H12年9月1日施行）